

## 磐田市建設工事等の予定価格事前公表の試行に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市入札の透明性及び競争性の向上を図るため、建設工事及び建設業関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格を試行により事前公表し、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公表の対象)

第2条 公表対象は、予定価格（税込）が130万円を超える建設工事、及び予定価格（税込）が50万円を超える建設業関連業務委託とする。ただし、市長が建設工事等の性質により公表が不相当と認めるときは、公表の対象から除くことができるものとする。

### (公表の時期及び方法)

第3条 公表の時期は、原則として入札の公示日とする。

2 公表の方法は、静岡県共同利用入札情報システム（PPI）又は市政情報コーナーに掲載するものとする。ただし、前段の条文以外に、契約検査課長が閲覧の機会を増やすために有効であると認める場所での公表はできるものとする。

### (入札回数等)

第4条 入札回数は1回とし、予定価格を超える金額の入札は無効とする。ただし、建設工事において調査基準価格を下回る金額の入札は、磐田市低入札価格調査制度実施要綱（平成22年告示第37号）に基づき、低入札価格調査を行なうものとする。

(工事費内訳書の提出)

第5条 市長は、建設工事については、入札参加者に工事費内訳書（以下「内訳書」という。様式第1号）を入札時に提出させるものとする。ただし、特命随意契約など市長が必要でないと認めるときはこの限りでない。

2 前項において、内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

